

# 営業許可手続きの流れ



## 1. 事前相談（店の形態が決まってない場合）



- ・飲食店等の開店前（改造工事を始める前）に、営業施設基準や手続きに必要な書類等について、ご相談ください。
- ・営業者は、申請時に食品衛生責任者を設置しなければなりません。食品衛生責任者の資格を有していない方は、食品衛生責任者養成講習会を受講してください。（食品衛生責任者養成講習会予約先）  
（一般社団法人）沖縄食品衛生協会 中部支部（中部保健所1階 生活衛生班向側）  
TEL. 098-938-1835 FAX. 098-938-9235

## 2. 申請を行う（開店日・継続営業 1ヶ月前頃）



- ・営業許可申請書とその添付書類に必要な事項を記載し、中部保健所生活衛生班の窓口へ営業許可申請書等を提出します。  
※ 申請以降、検査の予約（3-1）・講習会の受講（3-2）が可能になります。



## 3-1. 施設の検査を行う



- ・食品衛生監視員が施設へ行き、申請者立ち会いの下で、実際の施設や設備が施設基準に適合しているか検査を行います。  
※ 各設備が整い、電気・水道・下水道等が開通した状態で受検ください。  
※ 検査希望日の前日までに検査の予約を行います。（電話可：938-9787）  
（検査件数には限りがあります。予約は先着順のため、早めの検査予約をお勧めします。）  
※ 施設基準等に適合しない場合は、改善後に再検査となります。



## 3-2. 食品衛生講習会を受講（毎週水曜日 14時～15時）



- ・食品衛生講習会を受講し、食品衛生の基礎知識を身につけます。申請後、許可証交付までに受講下さい。  
※ 受講の際には、テキスト代330円と認め印をお持ちください。  
※ 1年以内に受講歴がある場合は、受講済証等で変えることができます。（他保健所でも可）  
※ 当日改善確認を受ける方は、講習会前に一階窓口で監視員の改善確認を受けてください。



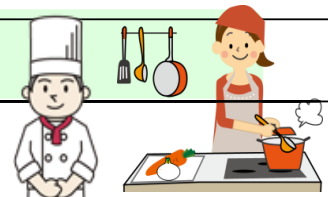
## 4. 営業許可証の交付



- ・施設検査合格後、4日程（営業日のみ換算）で許可証が交付できます。  
※ 講習会受講済みのかたは、受講証等を持参ください。  
※ 改善確認等がある方は、食品衛生監視員による改善確認完了後の交付となります。  
※ 食品営業許可証を受け取りましたら、許可書記載事項に間違いがないか確認してください。



## 5. 営業開始



# 食品営業許可の申請書類について

食品の営業許可に必要な書類等は以下の通りです

## (1) 提出書類

下記の書類を全て1部ずつ提出してください。

- 食品営業許可申請書
- 施設の構造および設備を示す図面
- 水質検査の結果（水道水以外を使用する場合に限る）

## (2) 確認書類

申請施設の確認のため、下記の書類を全て1部ずつ提出又は提示をお願いします。

- 付近の見取り図（提出）
- 食品衛生責任者の資格を証する書類（提示）
- 登記事項証明書原本（法人に限る。提示）

## (3) 注意事項

- 申請手数料は**沖縄県収入証紙**でお支払い下さい（収入印紙ではありません）
- 保健所内、食品衛生協会でも販売しています
- 申請書受付後に**手数料を還付することはできません**
- 中部保健所の管轄は宜野湾市、沖縄市、うるま市、北谷町、嘉手納町、金武町、中城村、北中城村、読谷村、恩納村、宜野座村です。  
管轄外の申請は受付できません。

## (4) 手数料（代表的な業種のみ）

飲食店営業	16,000円	食肉販売業	9,600円
そうざい製造業	21,000円	魚介類販売業	9,600円
菓子製造業	14,000円		

~~~~~ 問い合わせ先 ~~~~~

中部保健所 生活衛生班 沖縄市美原1-6-28

TEL：098-938-9787（直通）

FAX：098-938-9779